令和４年（行ウ）第１８号　埋立地用途変更・設計概要変更不承認処分に対し国土交通大臣がなした裁決の取消請求事件

原告　東恩納琢磨　ほか１７名

被告　国（処分行政庁　国土交通大臣）

原告第７準備書面の要旨

２０２４年５月２８日

那覇地方裁判所民事第２部合議Ａ係　御中

１　はじめに

　　本書面では、前回期日において裁判所より説明を求められた原告適格（本書面第１、第２）及び訴えの利益（本書面第３）に関する論点について記載しています。

２　原告適格について

　　もっとも、原告適格については、本件の一部原告が原告となっている同種訴訟において、今月１５日、福岡高裁那覇支部にて、原告適格を認める判断が示されました。

　　この判決は、本件でも既に証拠として提出しており、原告らとしては、もはや原告適格についてはその議論が尽きており、本件の原告らについても、当然に原告適格は認められるべきであると考えております。

　　とはいえ、もちろん、その点の進行（原告適格についての主張の補充の必要性等）については、裁判所の訴訟指揮に従いたいと考えていますが、原告適格のみをもって更に審理が長引いてしまうことは、訴訟の入口論でいたずらに時間を浪費することにつながり、訴訟経済に反することになりかねないことを念頭においた上で、訴訟指揮をしていただければと考えております。

３　訴えの利益について

（１）原告らの主張について

ア　代執行訴訟に本件原告らは関与していないこと

上記のとおり、原告らについては、原告適格が認められるのであって、その意味で、原告らには本件裁決の取消しを求めるにつき「法律上の利益」が存在することになります。

ところが、代執行訴訟の当事者は沖縄県と国であり、本訴の原告らは一切関与をしていません。仮に代執行訴訟の結果によって、本件訴訟の訴えの利益、すなわち原告らが国土交通大臣による裁決の取消を求める訴えの利益が否定されるのであれば、原告らは、法的な防御の機会がないまま、更に言えば、原告らの主張を述べる手続的な保障のないままに、国交大臣による裁決について争う機会を奪われ、「法律上の利益」が侵害されることになるのであって、このような帰結は裁判を受ける権利（憲法３２条）を侵害するものであると言わざるを得ません。

　イ　実質的にも訴えの利益は失われないこと

被告は代執行がなされたことを理由に、訴えの利益が失われたと主張しています。

しかし、これは代執行判決に至るまでの法的な経緯を正確に踏まえず、結論だけを都合よくつまみとっただけの主張に過ぎないと言わざるを得ません。

代執行判決に至るまでの経緯は、一つ一つを正確に踏まえる必要があります。以下、書面に示したことではありますが、改めて時系列に沿って整理したいと思います。

まず、本件の訴訟物にもなっている国交大臣の裁決（県知事の不承認を取り消す旨の裁決）は、国と県の訴訟では、①地方自治法に基づく関与取消訴訟、②抗告訴訟で争いとなりました。しかし、いずれの訴訟においても、県は訴訟要件、すなわち入口論で敗訴しており、不承認や裁決の適法性（埋立法の要件に照らした適法性）は問題となりませんでした。

次に、国交大臣は沖縄県に対し、承認を求める旨の是正の指示を行っているところ、これについても県が国を被告として、地方自治法に基づく関与取消訴訟を提起しました。この訴訟において高裁は、２０２３年３月１６日付判決で、埋立法の要件に照らして双方の主張を検討し、県側の主張を排斥しました。すなわち、この判決では、（その判断理由や結論には問題が残るものの）不承認処分や是正の指示に関して、埋立法の要件適合性を検討し、それについての見解が示されたのです。

しかしながら、この訴訟の上告審で最高裁は、この高裁判決の理由を全て差し替え、概要、本件の訴訟物にもなっている国交大臣の裁決が、入口論で県側敗訴となっていることを前提に、すなわち、裁決が違法なものとして取り消されている訳では無いということを前提に、裁決の拘束力を根拠として是正指示もまた違法では無いと判断しました（甲５７）。

この判断を前提に、その後の高裁判決は、代執行を適法であるとしているのです（甲５８）。

以上の経緯からわかるとおり、本件訴訟で問題となっている国交大臣の裁決については、これまで、確定した裁判所の見解は示されていません。

言い換えれば、本件訴訟で、国交大臣の裁決が埋立法の要件に照らして違法であるとの判断を示しても、何らこれまでの確定した裁判所の見解と矛盾するところは無いのです。

そして、本件訴訟において国土交通大臣の裁決が取り消されれば、裁決を前提とした是正指示を基礎として、代執行された処分も違法となるのであって、取り消されることになります。  
　この場合、代執行をした国土交通大臣、あるいは元々の処分庁である沖縄県知事は、代執行された処分を自庁取消できますし、むしろ、法的に不整合が生じた代執行について、沖縄県としてはこれを自庁取消しなければなりません。  
　このように、本件訴訟において国交大臣の裁決が取り消されれば、あらためて公有水面埋立変更承認処分の取消しが行われるのですから、代執行訴訟の結果が確定した現時点においても、本訴訟の原告らの訴えの利益は失われないというべきであります。

（２）法治国家・三権分立国家であること

　　　以上で見てきたとおり、「国交大臣の裁決が埋立法の要件に照らして適法であるか否か」については、これまで裁判所の確定した判断は示されていません。

　　　日本が法治国家、特に法律による行政の原理を採用している国家である以上、国交大臣の裁決が埋立法に照らして適法であるか否かについては、（原告適格が認められる原告からその審理を求められたならば）当然にこれを審理すべきであります。

　　　加えて、日本は三権分立国家でもあり、法律による行政が徹底されているか否かについては、司法権たる裁判所が適切に審理し判断すべきであって、この役割こそが、「地域紛争処理センター」にはとどまらない、「裁判所」としての役割であるというべきです。

　　　それにもかかわらず、代執行がなされたという一事をもって、国交大臣による裁決の取り消しを求める利益が失われると判断することは、「裁決が埋立法に反していたとしても、これを野放しにすることになる」という意味においても、法治国家、三権分立国家として考えられない対応であると言わざるを得ません。

　　　裁判所におかれましては、再三述べたところではありますが、「国交大臣の裁決が埋立法の要件に照らして適法であるか否かについては、これまで裁判所の確定した判断は示されていない」という点について是非とも念頭に置いていただき、今後の審理を進めていただければと思います。

以　上